

原議保存期間	10年(令和12年3月31日まで)
有効期間	一種(令和7年3月31日まで)

警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
警察大学校交通教養部長
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁規発第61号
警察庁丁運発第66号
令和元年8月5日
警察庁交通局交通規制課長
警察庁交通局運転免許課長

高齢運転者等専用駐車区間制度の関係事務の運営について（通達）

高齢運転者等専用駐車区間制度の事務処理上の留意事項等については、「道路交通法の一部を改正する法律の施行等に伴う交通警察の運営について」（平成22年2月3日付け警察庁丙規発第6号、丙交企発第13号、丙交指発第9号、丙運発第7号。以下「局長通達」という。）及び「道路交通法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係事務の運営について」（平成22年2月3日付け警察庁丁規発第13号、丁運発第14号。以下「旧通達」という。）をもって実施してきたところであるが、高齢運転者等標章の適切な管理等のため、所要の見直しを行うこととしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

この通達における用語の定義については、局長通達によることとする。

なお、旧通達については廃止する。

記

第1 高齢運転者等標章自動車駐車可等の交通規制について（局長通達第1の2(1)及び(3)関係）

高齢運転者等標章自動車駐車可、高齢運転者等標章自動車停車可及び高齢運転者等専用時間制限駐車区間の交通規制の実施に関する留意事項については、「高齢運転者等専用場所等の設置に関するガイドライン等について」（平成21年12月18日付け警察庁丁規発第74号。以下「12月通達」という。）別添1「高齢運転者等専用場所等の設置に関するガイドライン」のとおりである。

第2 高齢運転者等標章の交付事務について（局長通達第1の2(2)関係）

高齢運転者等標章に表示する記号、高齢運転者等標章の標章番号及び高齢運転者等標章の管理事項については、12月通達別添2「高齢運転者等標章に表示する記号等について」のとおりであるが、高齢運転者等標章の交付事務に関するその他の留意事項については次のとおりである。

1 申請等を受ける場所

法第45条の2第1項に定める高齢運転者等標章自動車の届出及び高齢運転者等標章の交付の申請（以下「新規申請」という。）、同条第3項に定

める高齢運転者等標章の再交付の申請（以下「再交付申請」という。）、同条第4項に定める高齢運転者等標章の返納（以下「返納」という。）並びに府令第6条の3の3に規定する高齢運転者等標章の記載事項の変更の届出（以下「記載事項変更届出」という。）を受ける場所は、警察本部、警察署等の警察施設のうち、都道府県警察の実情に応じ、高齢運転者等の利便性に配慮した場所とすること。

なお、高齢運転者等が多く集まる警察施設以外の場所に出張して窓口を設けるなど高齢運転者等の利便性を考慮した措置をとることや、新規申請、再交付申請、返納又は記載事項変更届出ごとにこれらを受ける場所を設定することを妨げるものではない。

2 新規申請の手続

(1) 提示書類

ア 新規申請を受ける際には、府令第6条の3の2第2項に掲げる書類の提示を受けることとされているが、このうち、普通自動車の道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項に規定する自動車検査証については、その写しの提示によることができることとする。

イ 届出に係る普通自動車が令第22条第1号のミニカーであるときは、自動車検査証に代わり、各市区町村が発行する軽自動車税納付証明書又は標識交付証明書の提示を受け、標識番号を確認すること。

(2) 普通自動車であることの確認

提示を受けた自動車検査証に記載された乗車定員、車両総重量、最大積載量等により、届出に係る車両が普通自動車であることを確認すること。

(3) 高齢運転者等に該当すること等の確認

新規申請を受けた場合は、高齢運転者等標章申請書及び府令第6条の3の2第2項により提示を受けた書類により、高齢運転者等に該当すること及び高齢運転者等標章申請書に記載された内容に誤りがないことを確認のうえ、高齢運転者等標章を交付すること。

なお、法第45条の2第1項第2号に該当する者（法第71条の6第2項又は第3項に規定する者）であることが運転免許証に記載された条件から直ちに確認できないときは、各都道府県警察本部の運転免許担当所属に確認し、同所属からの回答により高齢運転者等に該当することが確認された場合に高齢運転者等標章を交付すること（別添参照）。

(4) 高齢運転者等標章の作成

ア 高齢運転者等標章の表面

(イ) 標章番号欄には、12桁の数字（最初の2桁は発行年の西暦の下2桁、次の2桁は発行都道府県等コード（共通分類コード表の都道府県等別コードをいう。）、その次の3桁は発行所属コード（共通分

類コード表の都道府県（方面）本部課・室等別コード及び警察署別コードの3桁コードをいう。）、最後の5桁は発行年ごと発行所属ごとの一連番号をそれぞれ表示したものを記入すること。

(イ) 年月日欄には、高齢運転者等標章を交付する年月日（交付予定年月日を含む。）を記入すること。

(ロ) 登録（車両）番号欄には、高齢運転者等標章申請書に記載され、自動車検査証により普通自動車に該当することを確認した登録（車両）番号をすべて記入すること。この場合において、空白部分が残るときは、「以上〇台」と記入するなど、交付後の追記による変造を防止するための措置を施すこと。

なお、届出に係る普通自動車が令第22条第1号のミニカーであるときは、各市区町村が発行する軽自動車税納付証明書又は標識交付証明書で確認した標識番号を記入すること。

(エ) 第1号、第2号又は第3号のうち、該当するものに丸印を付けること。

(オ) 公安委員会名を記入するとともに公印を押印すること。なお、公安委員会名及び公印の印影をあらかじめ印刷しておくことを妨げるものではない。

イ 高齢運転者等標章の裏面

住所、氏名、電話番号その他の連絡先及び運転免許証の番号を記入すること。

3 再交付申請の手続

(1) 高齢運転者等標章の作成

2(4)の要領により作成すること。この場合には、標章番号を新たに付すること。

(2) 記載事項変更届出を伴う場合

再交付申請に記載事項変更届出を伴う場合は、記載事項に変更が生じたことを証する書面を添えた高齢運転者等標章再交付申請書の提出により申請及び届出を受けることができるものとする。この場合には、再交付申請の理由欄に、再交付申請の理由と共に記載事項変更の内容及び理由を記載させること。

4 高齢運転者等標章の適切な管理

高齢運転者等標章については、有効期間の定めはないが、法第45条の2第4項により、「高齢運転者等標章の交付を受けた者は、普通自動車対応免許が取り消され、又は失効したとき、第一項第三号に規定する事由がなくなつたときその他内閣府令で定める事由が生じたときは、速やかに、当該高齢運転者等標章をその者の住所地を管轄する公安委員会に返納しなければならない」とされていることから、交付済みの高齢運転者等標章につ

いて、次のとおり適切な管理に努めること。

(1) 法第45条の2第1項第1号に該当する者に対し交付した高齢運転者等標章

高齢運転者等標章の交付を受けた者について、当該者の運転免許の取消、又は失効が判明した場合には、本人やその家族等へ連絡し、高齢運転者等標章の返納を促すこと。なお、本人が死亡しており、家族等へ返納を求める際は、あくまでその協力を求めるに過ぎないことから、家族等では容易に発見できない場合等は、警察側で管理簿冊等へ無効を確認した旨を記録化する措置に留めるなど、家族等にとって過度の負担とならないように配慮すること。

(2) 法第45条の2第1項第3号に該当する者に対し交付した高齢運転者等標章

交付後、約1年半以上返納がない場合は、本人等へ連絡を行い、同号に規定する事由がなくなっていないか確認するなど、適切な管理に努めること。

5 高齢運転者等標章の返納

住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会に対し高齢運転者等標章の返納があった場合は、当該公安委員会を經由して住所地を管轄する公安委員会に返納できることとする。この場合、經由する公安委員会は、当該高齢運転者等標章を交付した公安委員会に対し7の措置をとること。

6 記載事項変更届出の手続

2(4)の要領により作成すること。この場合には、標章番号を新たに付すこと。

なお、高齢運転者等標章の交付を受けた者が他の都道府県に住所を変更した場合は、住所変更後の住所地を管轄する公安委員会が記載事項変更届出を受けること。また、高齢運転者等標章の交付を受けた者が届出に係る普通自動車の追加及び変更の届出をする場合は、記載事項変更届出を受けること。

7 関係公安委員会への通知等

(1) 関係公安委員会への通知

高齢運転者等標章の交付を受けている者から、次に掲げる届出等があった場合は、届出等を受けた公安委員会が当該高齢運転者等に高齢運転者等標章を交付していた公安委員会にその旨を通知すること。

ア 住所の変更後の住所地を管轄する公安委員会への再交付申請又は記載事項変更届出

イ 住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会への返納

(2) 通知の方法

(1)の通知は、届出等を受けた都道府県警察本部の高齢運転者等標章

交付事務担当係から当該高齢運転者等標章を交付していた都道府県警察の高齢運転者等標章交付事務担当係に対して行うこと。

(3) 高齢運転者等標章の処分

再交付申請又は記載事項変更届出の際に提出を受けた高齢運転者等標章及び返納された高齢運転者等標章については、(1)の通知後に、提出を受けた都道府県警察において処分すること。

第3 補助標識「車両の種類 (503-D)」を附置できる本標識等について

補助標識「車両の種類 (503-D)」は、規制標識「時間制限駐車区間 (318)」、指示標識「高齢運転者等標章自動車駐車可 (402の2)」又は指示標識「高齢運転者等標章自動車停車可 (403の2)」のみに附置することができるものであり、その他の本標識には附置することはできない。

また、補助標識「車両の種類 (503-D)」以外の道路標識において「高齢運転者等標章自動車」又はその略語である「標章車」を使用する場合には、警察庁交通局交通規制課に協議すること。

～別添省略～